

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K00480

研究課題名（和文）戦後ドイツにおける「負の過去」をめぐる議論の言説史・思想的検討

研究課題名（英文）A discursive and ideological study of the debates on "the negative past" in post-war Germany

研究代表者

初見 基 (HATSUMI, Motoi)

日本大学・文理学部・研究員

研究者番号：90198771

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、戦後ドイツの文化と社会を包括的に検討する研究の一環に位置づけられるものであり、資料の系統的な収集とその周到な分析が研究の柱となる。今回の研究期間にあつては、主として西ドイツの公論の中で、ナチ時代という「負の過去」がどのように扱われたかに関して、敗戦直後から1980年代半ばにいたるまでの変遷が追われた。分析作業を通じて、「負の過去」が禁忌化された1950年代の後、1960年代以降に「過去の克服」の議論が拡がり、その問題意識が1968年前後の社会的・政治的動乱期のなかで発展され、さらに1980年代半ばにはそれが「戦後世代」の課題とも見なされていった過程が、言説史・思想的に跡づけられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究にあつては、戦後ドイツの公論に見られる「負の過去」への向かい方の変遷をたどることを通じて、戦後ドイツの文化と社会が成立する基盤のひとつの層が確認された。これは今後、個別の文化・社会的事例に向けた研究を遂行するうえで、重要な前提となるものである。

また、2000年代に入って顕在化、そして先鋭化していった、「新しい反ユダヤ主義」の名のもとでイスラエル批判を公的議論のなかで封じようという傾向は、2023年以降とみに強まっているが、今後これを批判的に分析してゆく作業にとつても、本研究は礎石となるものと期待される。

さらに、日本の戦後思想を再検討するうえでも、本研究成果は対比的に参照してゆくに値する。

研究成果の概要（英文）：This research is positioned as part of a comprehensive study of post-war German culture and society, the pillars of which are the systematic collection of materials and their careful analysis.

During this period of research, I have mainly followed the changes in the treatment of the "negative past" of the Nazi era in public discourse in West Germany, from the immediate aftermath of the war defeat until the mid-1980s.

Through this analytical work, I found that after the 1950s, when the "negative past" became taboo, discussions about "overcoming the past" expanded from the 1960s onwards, and awareness of this issue became more widespread during the period of social and political upheaval around 1968. The process by which it developed in the mid-1980s and came to be seen as an issue for the 'post-war generation' has been traced in the history of discourse and ideology.

研究分野：ドイツ研究

キーワード：集団の罪 戦後ドイツ 負の過去

1. 研究開始当初の背景

本研究代表者は、統一ドイツの文学および文化状況についての観察・研究を、「政治文化の変動」という観点から **1990** 年代半ばより同時代的に進めてきた。その過程では、とりわけ **2000** 年代以降のドイツで顕著となった「想起文化 (**Erinnerungskultur**)」をめぐるさまざまな動向にも着目して、それを論文や学会口頭発表で扱っている。

この研究の基盤をなしている問題設定は、ナチ時代というドイツの「負の過去」に対して後代の人間がいかに係わりうる、ないし係わるべきか、というものであった。その設定のもとで、個人およびその帰属する集団における「罪-責任 (**Schuld-Verantwortung**)」といった問題系が戦後ドイツの言語空間のなかでいかに語られてきたかを調査・分析することが研究の中心に据えられた。とりわけ「罪意識」は、発言者自身によって明示されているか否か、それ以前に自身で意識されているか否かにかかわらず、さらにまた時代的にも戦後の一時期に限定されず、戦後ドイツの文化と社会に、それも **1990** 年代以降のドイツの文化・社会状況にすらも決定的な影を落としている、と想定できる。こうした仮設にもとづいて、伏在している「罪意識」ないしそれに類似するなものかが、戦後世代に向けられても「負の過去」への「想起」が社会的要請としてなされているという現今の事態と緊密に結びついている様相を考察する必然性が自覚されるにいたったということだ。

ごく単純化して述べるなら、「想起文化」にいたるこうした同時代的に観察される事態の背景には、敗戦直後に問題化された「集団の罪 (**Kollektivschuld**)」をめぐる論点がかたちを変えながらも貫流しており、これを通史的に探求することによってこそ現在の議論にある複雑さをより明確に解きほぐしうるものと判断した。

以前より本研究代表者は、戦後文学の個別対象を扱った研究を進めており、また社会思想面についても、フランクフルト学派やドイツと日本の戦後思想、さらには「**1968** 年」の社会的変動に即した検討をしてきていることもあり、申請研究を遂行してゆくための基盤はずでに一定程度形成されていた。

2. 研究の目的

本研究は、第二次大戦後のドイツ語圏公論にあって「ナチ時代の過去」がいかに語られ、どのような議論が交わされたうえで現在にいたっているかを、とりわけ「罪 (**Schuld**)」という語とそれにまつわる諸議論を中心に据えて、さらにそれを社会との相互関係のなかで言説史的、思想的に検討する作業の一環である。

本研究期間内にあっては主として **1990** 年の「ドイツ再統一」以前の旧ドイツ連邦共和国 (西ドイツ) における、敗戦直後から **1980** 年代半ばまでの政治家ならびに知識人の公的発言を分析の対象とした。経済・政治体制の復興が第一に据えられた **1950** 年代の西ドイツにあっては、アデナウアー政権のもとでの「過去政策 (**Vergangenheitspolitik**)」に端的に表されているように、近い過去であるナチ時代をめぐる「反省」が広く語られるにはほど遠い、むしろ復古主義的雰囲気支配的だった。そうした現状に対して挙げられた、過去を隠蔽したうえで戦後の繁栄を誇っているのは欺瞞であるといった批判は、**1950** 年代半ば以降徐々に強まってゆき、それは **1960** 年代の政治的・社会的・文化的激動を経由して **1970** 年代には「過去の克服」をめぐる議論として一定広範囲に定着する。さらに **1980** 年代半ば以降は「過去の反省」が規範化され、**2000** 年代に入ると、いわば国家の強い主導のもとで「想起文化」が隆盛をきわめる。本研究では、特定の過去が時間的に遠ざかるほどに逆に強い力をもって現出する、というこうしたドイツにおける特異な「政治文化」の変転過程を検証する。

この作業を通じ、戦後西ドイツの公共圏における言論と社会との相互連関のあり方を確認する、これが本研究の主目的となる。さらにここから歴史認識と記憶・想起をめぐる理論的検討を進め、「過去への責任」「歴史的連帯」、さらには「想起を通じた連帯 (**anamnetische Solidarität**)」という観点から現今の「想起文化」を思想的に根拠づけるべき今後の研究につなげるという課題も鮮明になった。

3. 研究の方法

本研究では当初より、徹底した資料調査を実施し、それらの資料を収集・整理したうえで分析する、という二本の柱が立てられていた。

資料調査に関しては、通常書籍以外に、戦後間もなくにごく限定した地域・圏域でしか流通しなかったパンフレット類なども対象になり、ドイツ国内にある大学図書館を含めた国公立の図書館、研究所文書館のほか、私的な文書庫などでも調査を行うことが予定されていた。(これ

に関しては、コロナ・パンデミックの影響によって海外渡航が困難だったこともあり、予定どおりには進められなかったものの、その一部は遂行できた。）

資料の分析は、ごく通常のかたちの個人研究者による文献読解を地道に進める以外に方途はなく、こちらは予定どおりに着実に進められた。本研究期間にあつては、それ以前より着手されていた、戦後間もなく刊行された雑誌„Die Wandlung“ならびに„Frankfurter Hefte“の逐号・逐掲載論文を時代順に読解する作業が継続されたほか、フランクフルト社会研究所の共同研究「グループ実験」報告書の読み直しが進められた。また、「第二次世界大戦後」を検討するうえでの一前提ともなる「第一次世界大戦後」に起こった「戦争責任 (Kriegsschuld)」をめぐる議論、さらにこれを補完するために、第一次大戦の位置づけをめぐる歴史研究者のあいだで交わされた**1960**年代の「フィッシャー論争」などに対する再検討も行われた。もう一点、戦後「罪の否認」として一貫して流れている右派の言説を体系的に分析する作業にも着手された。

そうした本研究の根幹を占める作業と同時に、日本の戦後思想を検討する研究会に月**1**度の頻度で参加して、哲学、社会学、政治学、倫理学、経済学などの諸分野の研究者との定期的な意見交換もすでに**3**年以上にわたり継続されている。この成果は、今後ドイツ戦後思想研究に多くの点で資するものと期待される。

4. 研究成果

(1) 資料の収集

本研究計画にあつて、ドイツ主要都市(ベルリン、ミュンヘン、ハンブルク、フランクフルト・アム・マイン)に滞在したうえでこれまでの研究では知られていなかった文献発掘を含む資料調査を行い、その収集を実施することは、きわめて重要な要因として想定されていた。というのも基礎資料の整備・充実化は、本研究期間にとどまらない、その後の研究の基盤をも形成することを意味していたからだ。ただ**2019**年度末以降のコロナ・パンデミックの影響で海外出張を控えなくてはならない状態が**3**年以上つづいたため、実際に実施できたのは研究期間延長後の**2023**年に**1**回、それも短期間ベルリンで諸図書館・文書館にて調査をできたにすぎない。そのため資料収集にかぎって言うなら、当初想定されていた計画が十分に果たされたとは評価できない。ただそれでも、可能な範囲にあつてのできるかぎりでの成果は挙げられたものと自認している。

その大略を挙げるなら、従来からつづけられていた占領下にあつて占領軍による許可制のもとで刊行されていた雑誌およびそれらに関する研究資料(二次資料)、**1968**年の社会的動乱からテロリズムが生じて昂じてゆく過程で流布したパンフレット類、そしてまた、**2000**年代に入って激しさを増し、**2020**年代には、「新しい反ユダヤ主義」をめぐる議論の応酬や、「ホロコースト研究」と「植民地研究」の対立といったかたちでよりいっそう先鋭化している、「戦後言説」の再検討についての一次資料、などである。

(2) 資料の分析

以下に本研究期間内に進めた分析作業の概要を記す。

「戦争責任」概念の形成

ドイツ語で「戦争責任」を意味する(「戦争の罪」とも訳しうる)„Kriegsschuld“という語は、そもそも「戦争」全般が合法視されていた**19**世紀までの「無差別戦争観」のもとでは生ずる余地がなく、同語は「戦争債務」の語義でグリム・ドイツ語辞典(**1873**年刊の第**5**巻)記載などでは確認できる。それに対して、第一次世界大戦の終結にともなって連合国(協商国)側からは対戦国、とりわけドイツ帝国とその皇帝ヴィルヘルム**2**世に対する「戦争責任(Kriegsschuld)」を問う声が挙がり、その趣旨は連合国とドイツ帝国のあいだで交わされた講和条約である「ヴェルサイユ条約」にも盛り込まれた。同条約第**231**条では、ドイツ側は《戦争を引き起こしたが故に責任がある(als Urheber ... verantwortlich)》という論理構成が示されている。この理路は、**1928**年に締結される「不戦条約」で確認された、《国際的紛争解決の手段としての戦争を罪悪と認め》る、という認識にもつながる、「戦争不法化」に向かった画期的なものだった。

とはいえ第一次大戦に関しては、ドイツ側に一方的に「戦争責任」があるとの連合国側の主張それ自体は公正だったとは言いがたく、マックス・ヴェーバーをはじめとしてそれを払拭しようという議論は講和締結以前からなされた。それにもかかわらずもっぱらドイツ側が「戦争責任」を引き受けざるをえず、「ヴェルサイユ条約」のなかでこの戦争ではそれを引き起こしたドイツ側に《道徳》上の瑕疵があったと断じられたことは、高額な賠償要求という経済的打撃と相俟って、その後ヴァイマル時代のドイツ国民のあいだに強い怨恨感情を残すことになる。そうした国

民意識につけ込んで「ヴェルサイユ体制打破」を叫んだナチ党が大衆的支持を獲得して政権を奪取するにいたるおおきな動因となった所以だ。また、第一次大戦でのドイツの戦争責任を否認することを主眼としたプロパガンダ雑誌「国際的啓蒙のためのベルリン月刊誌：戦争責任問題（Berliner Monatshefte für internationale Aufklärung: Die Kriegsschuldfrage）」（誌名は途中で変更されている）が、**1923年7月号から1944年7・8月号まで、20年以上にわたって**刊行された。そこでの論調は、第二次大戦後に政治的な「右派」からしきりに挙げられた「罪意識」への批判との連続性・共通性が確認できる。

「集団の罪」をめぐる言説の検討

第二次大戦終結前後の一時期にしばしば語られた、一部の政治指導者や軍人に限定されずドイツ人全般にナチ犯罪の「罪」がある、という「集団の罪（**Kollektivschuld**）」をめぐる言説に関しては、本研究期間以前の**2015年**より分析が開始されており、これは**2019年**以降も継続された。**2019年**以前の研究にあっては、主としてアメリカ占領軍側およびドイツからの亡命者など、「国外」からの批判のなかに見られる「集団の罪」に類する諸言説が追究されたのに対して、今般の研究では、主としてドイツ「国内」に見られた「罪」をめぐる賛否さまざま（ほとんどは否認になる）言説が俎上に挙げられた。

具体的に言うならば、**1945年11月**に創刊された„Die Wandlung“（変転）、**1946年4月**に創刊された„Frankfurter Hefte“（フランクフルト草子）のほか、長い歴史をもつ„Stimmen der Zeit“（時代の声）および„Neues Abendland“（新しい西洋）といった雑誌で**1946/47年**当時、「ドイツ人の罪」という問題がいかに捉えられ、そしてそれにどう処することが主張されているか、という論点に即して掲載諸論考の検討が進められた。その暫定的な評価の結論だけに絞って述べるなら、おおむね狭義での「集団の罪」という概念、すなわち「ドイツ人」はひとしなみに「罪」を負っているとの概括的な把握そのものはどの論にあって峻拒されている、ただしそれでもなお、ナチ党员や政治指導者等に限定されない漠然としたなんらかのかたちでの「ドイツ人の罪」が発言の底流では暗黙の裡に前提とされたうえで論が組み立てられている、という様相が確認された。

また、フランクフルト社会研究所が**1950/51年**に実施した戦後西ドイツにおける政治意識の質的調査「グループ実験」を基礎資料とした考察も進められた。とりわけこの報告書（**1955年**）にテオドーア・W・アドルノが寄せた論文「罪と拒絶」および、その結果と並びその後の事態を踏まえて書かれた論文「過去の処理とは何を意味するか」（**1959年**）をはじめとする彼の政治的発言を分析して、**1950年代**に蔓延していた「過去への沈黙」「罪の否認」に向けられたこれらの批判的言説が、その後**1960年代**の「過去の克服」という議論を準備する重要な契機となった点を確認した。

また翻り、上記のような「規範意識」に向けられた言説にさらにまた対抗して、自覚的な「タブー破り」として「ドイツ人の罪」「過去の反省」を否定する「右派」の言説は、占領下では表面に出る余地がごく限られていたものの、**1950年代**以降ひとつの一貫した流れとなって**2024年**現在までつづいている。これもまた「罪」をめぐる言説の一角をなしており、否定的なかたちによってではあれ、問題を浮き彫りにする働きをしている。これを系統的・通史的に分析するにはまだいたっていないものの、「罪の否定」は**1950年代**当時には占領軍に対する反撥としてナショナリスティックな文脈でなされており、その開始点の様相については、本研究期間内に大方の調査を終えられた。

「1968年」から1970年代のテロリズムへ

「**1968年**」と象徴的に呼びならわされている**1960年代**末西ドイツに生じた社会的・文化的激動の背景には、ナチ時代の過去をタブー化して黙して語らずにきた「親の世代」に向けられた、「戦後世代」の積極的な自己意識がある、との把握はすでに一般化している。しかしここでもまた、「罪の言説」が多くの例で「反乱」の底流をなしていた点についてはこれまでさほどには強

調されてこなかった。

しかし **1960** 年代のベトナム反戦運動にしても、**1970** 年代に入ってから **RAF** による米軍基地への攻撃にしても、必ずしも顕示的にそうと明示されてはいないものの、戦後伏流していた「罪意識」の表出であったと理解されうる面がある。そうしたなかでとりわけ直接行動への回路にはしばしば短絡化が観察されるが、その際この短絡化そのものに、「罪」という問題設定の負の側面が端的に表れているように分析できる。

本研究では、当時刊行された関連諸著作のほか、可能なかぎりパンフレット、ビラなどをも対象としてこれを明らかにすることを目指した。その成果の一部はまだ論文というかたちでは発表されていないものの、一次テキストの翻訳として **2024** 年度内には公刊される予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 初見基	4. 巻 35
2. 論文標題 要旨 戦後ドイツにおけるSchuld言説の一断面	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 広島ドイツ文学	6. 最初と最後の頁 87-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 初見基	4. 巻 1
2. 論文標題 ハインリヒ・ブリュッヒャー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アーレント読本	6. 最初と最後の頁 159-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 初見基	4. 巻 28
2. 論文標題 閉じたテキストを開く読解	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ワセダブレッター	6. 最初と最後の頁 41-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 初見基
2. 発表標題 戦後ドイツにおけるSchuld言説の一断面
3. 学会等名 広島独文学会第104回研究発表会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 初見基
2. 発表標題 啓蒙への回帰？ 西ドイツにおけるアドルノの一面（セッション：「戦後思想再考」）
3. 学会等名 第44回社会思想史学会大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 トーマス・ベルンハルト（初見基訳）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 河出書房新社	5. 総ページ数 271
3. 書名 樵る 激情	

1. 著者名 トーマス・ベルンハルト（初見基・飯島雄太郎訳）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 河出書房新社	5. 総ページ数 268
3. 書名 アムラス	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------